

平成22年度

(平成22年4月～平成23年3月)

エコアクション21

環境活動レポート



H23.4.23 石巻市にてボランティア活動をする
弊社従業員と車両

平成23年4月25日

株式会社 原商店

ごあいさつ

初めに、東日本大震災で被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、犠牲となった方々のご冥福をお祈りいたします。また、微力ながら復興支援に努めさせていただきます。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災はまさに「国難」であった。

弊社ではボランティア団体からの「現地には機材が不足しており助力を頼む」との要請に応え平成 23 年 4 月 23 日に、人員 2 名・脱着コンテナ車・バケット付フォークリフトを派遣しました。被災から 1 月半経過していますが、市内には罹災廃棄物が散乱しており、ボランティアが罹災した家屋から泥出し等を行ったものを、積み込み、集積所まで運搬するという作業でした。

現地で作業を行った職員の「廃棄物処理のプロフェッショナルの見立」によると、「がれき」は分別が甘く、適正に処理するには相当な困難が予想されるとのことでした。

福島第 1 原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染により、震災からの復興がより一層の困難に直面しています。また「計画停電」という事態が日本の産業全体に悪影響を及ぼしています。「風評被害」も含めて被災地の産業に重大な影響を与えています。東京電力という巨大企業の存続さえも危ぶまれる事態です。持続性に配慮した経営の重大性が実感されます。

翻って、弊社では思わぬ「復興需要」一家屋の損傷と復旧工事に伴う受託廃棄物量の増加があります。特に屋根瓦等のガラス陶磁器類に偏った処理需要であり、委託処理企業の処理能力を超える事態も予想されます。罹災廃棄物の処理に関しては廃掃法の改正（一般廃棄物の処理の再委託を一部認める）も検討されている模様ですが、放射性物質に汚染されている可能性等を鑑みると、罹災廃棄物の広域移動については一筋縄ではいかないのではないのでしょうか。殊に廃掃法で「箸の上げ下ろし」まで規制されている廃棄物処理業が、例えば保管基準の一時的緩和措置等の規制緩和がないままに罹災廃棄物の処理にどれほど貢献できるかについて疑問を持ちます。

最後に、エコアクション 2.1 の認定を受けてから初めて丸 12 か月のデータがそろいました。持続可能な社会の一員であるべく努力をいたしましたのでご覧いただければ幸いです。

平成 23 年 4 月 25 日

株式会社原商店
代表取締役 原 功

目次

1. 環境方針	1
2. 登録事業者の概要	2
(1) 事業者名及び代表者名	2
(2) 本社所在地	2
(3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先	2
(4) 事業内容	2
(5) 事業の規模	2
(6) 法人設立年月日	2
(7) 資本金	2
(8) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表	3～4
(9) 許可の内容	4～5
(10) 施設等状況	6
(11) 処理料金	6
処理フロー図	7
3. 環境目標とその実績	8
4. 本年度の環境目標・活動計画と評価	9
5. 環境関連法規制等の遵守状況	10
6. 処理施設の維持管理記録	11
7. 社長による見直し結果	12

環 境 方 針

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、日本のあり方自体が変化を求められている。再生可能エネルギー買取法の国会審議等、持続可能な社会の構築が求められている。微力ながら弊社は、金属スクラップの再生・産業廃棄物処理を通して持続可能な社会を構築する一翼を担っていると自任しています。

40年になろうとする社歴の中で、様々な社会活動に参加することなど、地域との絆を育んできましたが、環境に配慮した企業活動を推進することで、更に一層地域の信頼に応える企業となります。

1. 法令を遵守し信頼される企業となります。
2. 委託された廃棄物のリサイクルを推進し時代の要請に応えます。
3. 処理機材の適切な選択、収集運搬経路の最適化を図り省エネルギーに努めます。
4. 地域と共生し環境コミュニケーションを図ります。

平成 23 年 4 月 25 日

株 式 会 社 原 商 店

代 表 取 締 役 原 功

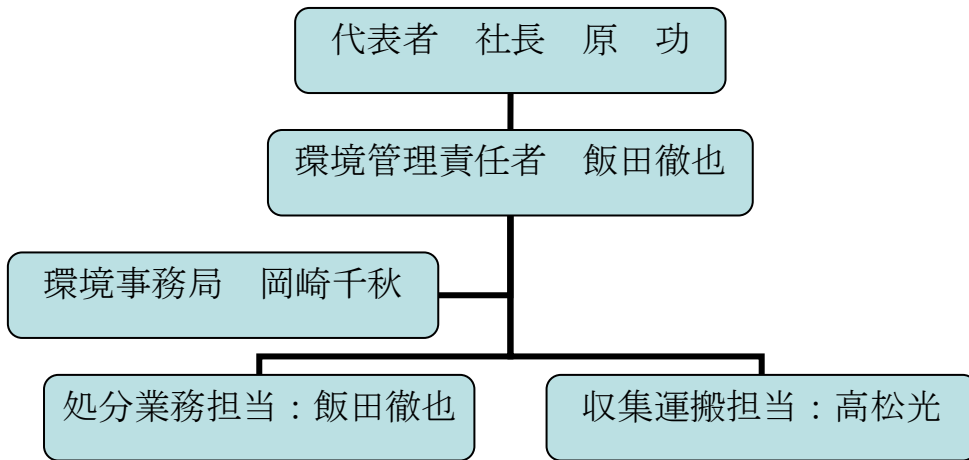
2. 登録事業者の概要

- (1) 事業者名及び代表者名
株式会社原商店
代表取締役 原 功
- (2) 本社所在地
〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋 1113 番地 1
(吹上工業団地内)
- (3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
環境管理責任者 飯田徹也
担当者(環境事務局) 岡崎千秋
連絡先 電話：048-548-2469 (代)
FAX：048-548-5762
Mail: ihara@ps.ksky.ne.jp
- (4) 事業内容(認証・登録の範囲)
廃棄物処分業及び収集運搬業、並びに金属くず商
- (5) 事業の規模

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
処分量(3 月末)	3,747.00t	3,114.07t	1,908.18t	1,826.51t
収集運搬量(3 月)	3,127.87t	3,098.21t	2,674.09t	2,134.13t
売上高(7 月末)	305 百万円	229 百万円	176 百万円	209 百万円
従業員	13 人	13 人	13 人	13 人

- ① 産業廃棄物中間処理工場：埼玉県鴻巣市袋 1113 番地 1 及び 1113 番地 3
敷地面積：2,525.33 m² (事業場) + 520.77 m² (周縁緑地) = 3,046.10 m²
延べ床面積：659.58 m²
- ②第 2 工場(金属倉庫)：埼玉県鴻巣市袋 1081 番地 1
敷地面積：990.24 m²
延べ床面積：455.00 m²
- (6) 法人設立年月日
昭和 47 年 8 月 1 日 (創業：昭和 44 年 7 月 1 日)
- (7) 資本金 10,000,000 円

(8) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表



担当者	役割・責任・権限
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標・環境活動計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境活動レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境目標・環境活動計画書を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境活動レポートの確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐、EA21 推進委員会の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付) ・文書及び記録の保管

担当者	役割・責任・権限
収集運搬業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・問題点の発見、是正、予防処置の実施
処分業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態への対応のための手順書作成 ・外部コミュニケーションを環境活動レポートに記載 ・教育・訓練の実施、記録の作成 ・環境活動計画の実施及び達成状況の報告
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

(9) 許可の内容

① 一般廃棄物関係

一般廃棄物処分許可	一般廃棄物収集運搬業許可
許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第44号	許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第21号
事業区分： 一般廃棄物処分業	事業区分： 一般廃棄物収集運搬業
廃棄物種類： 繊維くず、粗大くず	廃棄物種類： 可燃物、特定廃家電
許可年月日： 平成22年4月1日	許可年月日： 平成22年4月1日
有効期限： 平成24年3月31日	有効期限： 平成24年3月31日

② 古物商 関係

許 可	許可番号	交 付	変 更
埼玉県公安委員会	鴻巣第 637号	昭和63年11月8日	H20.2.20

③ 産業廃棄物関係 一覧表

(凡例：●＝許可あり、◎＝保管積替えを含む、＊＝石綿含有産業廃棄物を含む)

許可主体	種別	許可番号	許可期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ*	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残	ゴムくず	金属くず	ガラ陶*	鋳さい	がれき類*	ばいじん	政令13号	感染性
埼玉県	処分業	01120000289	H26. 9. 25		●	●			●	●	●	●	●	●	●						
	特管処分	01170000289	H26. 9. 25			①②															
	収集運搬	01110000289	H27. 3. 6	◎	◎	●			●	●	●	●	●	●	●	◎	●	◎	●		
	特管収運	01151000289	H25. 8. 15			①②															●
さいたま市	収集運搬	10100000289	H27. 3. 6	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特管収運	10150000289	H25. 8. 15			①②															●
川越市	収集運搬	10300000289	H27. 3. 6	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特管収運	10350000289	H25. 8. 15			①②															●
群馬県 前橋市	収集運搬	01000000289	H26. 2. 3	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		11400000289																			
群馬県 前橋市	特管収運	01050000289	H25. 6. 10			●															
		11450000289																			
長野県	収集運搬	2009000289	H25. 7. 19						●					●		●	●				
仙台市	収集運搬	05402000289	H25. 10. 30						●					●	●	●		●			

※ 産業廃棄物 20 品目のうち 動物の糞尿、動物の死体、動物固形物 の 3 種類はこの表に表示していない。(弊社許可無関係)

※ 特別管理産業廃棄物の内、廃油及び感染性産業廃棄物を併せて表示した。

※ 特別管理産業廃棄物の廃油は①揮発油②特定有害廃油である。

(10) 施設等状況

運搬車両

用途	車種	台数	登録
収集運搬	キャブオーバー 4t	2	産業廃棄物
	同 2t	1	特別管理産廃
同上	着脱コンテナ車 8t	1	産廃・一廃
	同 4t	2	
同上	ユニック車 2t	1	産業廃棄物
同上	パッカー車 4t	2	産廃・一廃
同上	保冷車	1	特別管理産廃(医療)
荷扱い	フォークリフト	4	
荷扱い	バックホー	2	

中間処理施設 [設置年月日：平成 6 年 12 月 3 日]

[有効期限年月日：平成 26 年 9 月 25 日]

No	施設名	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
1	破砕施設	油圧駆動二軸剪断式破砕機、搬送コンベア	概ね 15cm 以下に破砕し埋立基準に適合させる。	廃プラスチック類、ゴムくず
		60kw 4.15t/日(8時間)	チップ化し再利用価値を高める	木くず(廃パレット及び物品賃貸業に係るものに限る。)
2	圧縮梱包施設	油圧駆動廃棄物梱包プレス機 22Kw 9.60t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず
3	熔融施設	電熱線式プラスチック減容熔融機 6.45Kw 0.12t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)
4	焼却施設	固定床式焼却炉 4.37t/日(8時間)	焼却しなければならぬものを焼却する	汚泥(有機性のものに限る。) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
		0.91m ³ /日(8時間)		廃油、揮発油、特定有害廃油

(11)処理料金

収集運搬料の目安；作業員 1 名 2,500 円/時間+車両 (2t 車) 2,000 円/時間

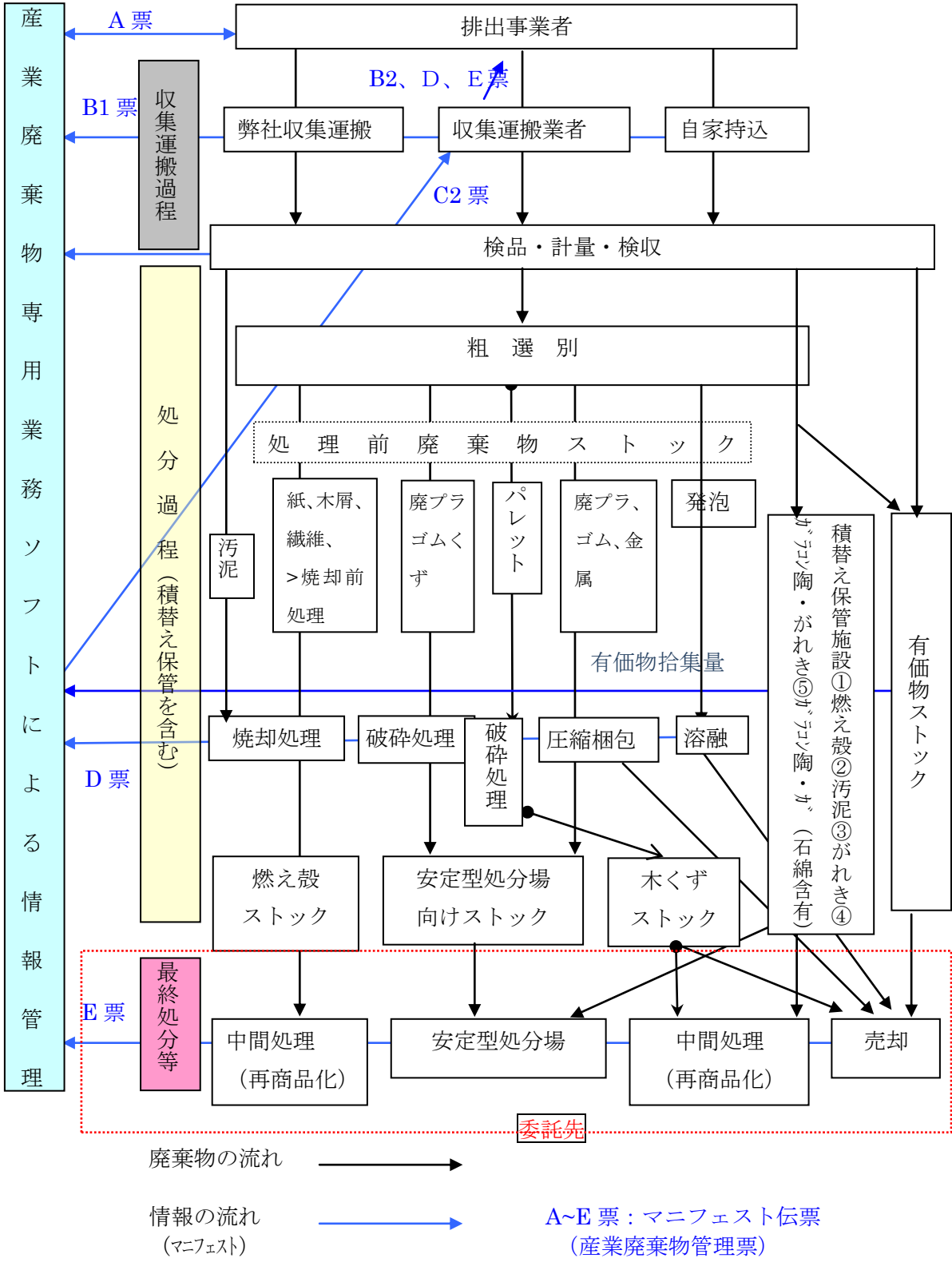
処分料金の目安 (埋立処分向)；300kg/m³ (廃プラ等) 40 円/kg 程度

1,000kg/m³ (がれき類等) 20 円/kg 程度 (処理の工数により幅があります)

石綿含有廃棄物 (最終処分場に委託) 25,000/m³ + 運搬費

リサイクル可能な品目については考慮いたします。お問い合わせください

処理フロー図
(1) 処理工程



3. 環境目標とその実績

項目			年度	平成 20 年度 (基準年度)	平成 21 年度	平成 22 年 度	平成 23 年度
				(実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標)
二酸化炭素 排出量削減	二酸化炭素の 排出量削減	(t-CO ₂ /年)	169t	167 t 139 t	166 t 126t	166 t	
	電力の削減	総量 (kWh/年)	58,892kWh	58,303kWh 57,888kWh	57,714kWh 48,161kWh	57,714kWh	
H21年1% H22年2% H23年2%	収集運搬車の 燃料削減	総量 (L/年)	38,650L	38,263L 32,150L	37,876L 29,405L	37876L	
節水 H21年1% H22年2% H23年2%	総排水量の削 減	総量(m ³ / 年)	325 m ³	322 m ³ 384 m ³	349 m ³ 412 m ³	349 m ³	
一般廃棄物 の削減	コピー用紙の購 入量の削減	購入量 (枚/年)	—	—	10,000 枚 2,500 枚	10,000 枚	
産業廃棄物 のリサイク ルの推進	受託廃プラス チック類の再 利用率向上	再利用率 (%)	25.26%	20% 18.27%	20.00% 33.3%	21.00%	
	受託木くずの 再利用率向上	再利用率 (%)	17.03%	20% 18.27%	30.00% 78.1%	31.00%	
	燃え殻の再利 用	燃え殻 R 率 (%)	0.00%	100% 30.55%	100% 100%	100%	

この他に次のことに取り組みます。

- ・ グリーン調達推進
- ・ 省エネルギー型設備の導入

4. 本年度の環境目標・活動計画と評価

対象期間(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)までの目標とその実績についての計画と評価

取り組み項目	達成状況	評価(結果と今後の方向)	
二酸化炭素排出量の削減	<u>電力の削減</u> <ul style="list-style-type: none"> 退社時の火元、シャッター開閉時 指差し確認 	目標：57,714kWh/年 (4,810kWh/月) (平成 22 年度実績： 48,161kWh/年-1%) 1 ヶ月; 4,013kWh/月 達成!	H22.7 冷房効果向上のため事務室ガラスにフィルムを施工。応接室空調を省エネ型に買替。 東日本大震災による計画停電で節電、概ね達成できた。
	<u>収集運搬車の燃料削減</u> <ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップの実施 急発進急制動の防止 収集運搬経路の最適化を図る 	目標：37,876L/年 (3,156L/月) (平成 22 年度実績： 29,405L/年-1%) 1 ヶ月; 2,450L/月 達成!	H22.6.4 燃費基準等達成した収集運搬車 (4t アームロール) 買替 H23.6 燃費性能の良い回転フォークリフト買替予定。 環境性能重視の更新を進める
節水	<u>総排水量の削減</u> <ul style="list-style-type: none"> 雨天時の破砕処理 	目標：349m³/年 (29 m³/月) (平成 22 年度実績： 412m ³ /年-1%) 1 ヶ月; 34 m³/月 未達成	定期的に漏水していないかチェックする。 受水槽のボールタップに不具合があり漏水。H22.9 の修繕後改善。
一般廃棄物の削減	<u>コピー用紙の購入量の削減</u> <ul style="list-style-type: none"> H23 年 5 月より電子マニフェスト一部運用開始予定 	在庫のコピー用紙を使用 (購入量 3,000 枚)	H22.4.1 より PC 用紙の購入量を把握する。H23.5.1 より電子マニフェスト一部運用開始予定
廃棄物リサイクルの推進	<u>委託建築廃材のリサイクル率向上</u> <ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類の再利用率の向上 燃え殻の再利用 受託木くずの再利用率の向上 	目標：廃プラ：22% 燃え殻：100% 木くず：22% 実績：廃プラ：33.3% 燃え殻：100% 木くず：78.1%	目標を大幅に更新することができた。 廃プラは市況の改善により売却品種が増加。 木くずのリサイクルは排出事業者の協力が必要。 燃え殻以外でも管理型の再商品化を進めることができた。
総括：一部の項目を除き、概ね目標は達成できた。この結果を踏まえ、2011 年度も引き続き全員で積極的に取り組むこととする。			

5. 環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

法規名	該当する項目
廃棄物処理法	(産業廃棄物管理票) 第十二条の3 (産業廃棄物処理業) 第十四条 (産業廃棄物処理施設) 第十五条 他 全般
大気汚染防止法	ばいじん測定：0.2g/Nm ³ 、NO _x 、HCl、SO _x など
DXNs 対策特別措置法	ダイオキシン (DXNs) 測定 排ガス：10ngTEQ/Nm ³ 燃え殻・ばいじん：3ngTEQ/g
家電リサイクル法	リサイクル券の運用、R 拠点への運搬
建設リサイクル法	分別等を通しての間接支援 (廃掃法規制あり)
食品リサイクル法	堆肥化施設への運搬等を通して側面支援 (廃掃法規制あり)
騒音規制法	焼却炉送風機
労働安全衛生法	石綿障害予防規則 (作業主任者講習) その他全般
消防法 危険物の規制に関する政令	指定数量以上の危険物の貯蔵
自動車 NO _x PM 法	窒素酸化物重点地域に該当
埼玉県生活環境条例	アイドリングストップなど
鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請等

当社は平成 23 年 3 月 31 日現在、上記の環境関連法規制に対する違反はありません。
なお、関係当局による違反及び訴訟等の指摘は、過去 3 年間ありませんでした。

廃棄物処理施設の定期検査の受診義務については、

焼却施設、PCB 処理施設、石綿熔融施設、最終処分場の 4 種類の処理施設は平成 23 年 4 月施行の改正廃掃法により定期検査義務。弊社の施設は平成 27 年 3 月が期限。
また維持管理の記録 (環境測定結果) を公表する義務が生じた。このためこの環境活動レポートにより公表することとする。

6. 処理施設の維持管理記録

ばい煙測定 H22.11.5 10:49~14:59 (株)熊谷環境分析センター

計量の対象		計量の結果		計量の方法
ばいじん濃度	実測値	0.004	g/m ³ N	JIS Z 8808
	酸素 12%換算値	0.006	g/m ³ N	
	排出量	36	g/h	
硫黄酸化物濃度	実測値	90	ppm	JIS K 0103
	排出量	0.813	N m ³ /h	
窒素酸化物濃度	実測値	40	ppm	JIS K 0104
	酸素 12%換算値	57	ppm	
塩化水素濃度	実測値	5.9	mg/m ³ N	JIS K 0107
	酸素 12%換算値	8.4	mg/m ³ N	

ダイオキシン測定 H22.10.29

分析項目			分析結果		分析方法
ダイオキシン類濃度	PCDDs & PCDFs (0°C, 101.32kPa)	実測値	85	ng/m ³	JIS K 0311
		O ₂ 12%換算値	130	ng/m ³	
		毒性当量	1.450889	ng-TEQ/m ³	
	DL-PCB (0°C, 101.32kPa)	実測値	9.2	ng/m ³	
		O ₂ 12%換算値	13	ng/m ³	
		毒性当量	0.2039295	ng-TEQ/m ³	
	トータル毒性当量 (0°C, 101.32kPa)		1.7	ng-TEQ/m ³	
一酸化炭素濃度 (連続測定平均値)	実測値	0.0	ppm	JIS K 0098	
	O ₂ 12%換算値	0.0	ppm		
酸素濃度 (連続測定平均値)		14.9	%	JIS K 0301	
排ガス温度 (連続測定平均値)		97	°C	JIS Z 8808	
排ガス量 (乾き) (0°C, 101.32kPa)		7320	N m ³		

埼玉県立入検査 H22.12.8

検査項目 (単位)	検査結果	排出基準	分析方法
ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³	3.4	10	JIS K 0311 :2008
ばいじん g/m ³ N	0.0029	0.25	JIS Z 8808 :1995
硫黄酸化物 N m ³ /h	2.4	7.63	JIS K 0103 :2005
窒素酸化物 ppm	96	180 (埼玉県指導値)	JIS K 0104 :2000
塩化水素 mg/m ³ N	72	200	JIS K 0107 :2002

7. 社長による見直し結果

平成 23 年 4 月 25 日 代表取締役 原 功

後世の歴史家が「震災後」と時代を画すであろう、H23.3.11 東日本大震災の時代を生きる我々に求められるものは、

1. 省エネルギー
2. 省資源
3. 透明性

など、まさにエコアクション 21 の目指すものと同一であるように思われる。

東日本大震災の被害を大きくしたものの、千年に一度の M9.0 の大地震であったことが最大の原因であるが、石巻市大川小学校の生徒の 7 割が犠牲になった出来事は、40 分以上も非難の判断ができなかったという、正に人災の側面が大きかった。

一方、岩手県釜石市では小中学生のほぼ 100%（病欠等で欠席の児童に犠牲者）が無事だったという。これは市教育委員会と群馬大学の片田敏孝教授（津波防災）が協力して、予め避難訓練を行うなど防災教育を徹底していた賜物である。

持続可能な社会・経済を構築するためのツールであるエコアクション 21 では

- ① 緊急事態を予め想定し、対処方法をマニュアル化する方法。
- ② 事故や周辺住民からの苦情等にどのように対処したか（是正の記録）。
- ③ 法規制を網羅し、改正等をチェックしコンプライアンスの維持を図る。

道具立てが用意されている。

福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故では、東京電力という巨大企業の存立さえ危ぶまれる事態となっている。東電の内部資料では 10m の津波も想定されていたというが、経済性の追求が百年に一度の事態に対処すればよし、としたのであろう。原子力安全・保安院というチェック機能も、原発推進の経済産業省の一部門では結局「身内の馴れ合い」に堕していたようである。

エコアクション 21 では、内部の眼だけでは見落としがちな事象について外部監査が行われ、改善についてのアドバイスを得ることができる。

一年間に行った主な措置として、①環境性能に優れたトラックへの買替 ②事務所窓の遮光シート貼付 ③環境性能に優れたフォークリフト買替

是正措置として、水道使用量の増加＝漏水（記録をしていたために発見できた）に対処するため貯水槽のボールタップ交換。があげられる。

事業の目標に掲げた ①廃プラスチックのリサイクル率の向上 は、市況の好転に恵まれリサイクル可能品目の増大により目標を達成することができた。 ②木くずのリサイクル率の向上 については顧客の協力（分別していただければ処理費用を安くしますというインセンティブ）により大幅に達成することができた。

道具立ては整えたのだが、事業活動の低迷により目標を達成したということでないことを祈るばかりである。